

議案第107号

石岡市消防団条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市消防団条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年8月27日提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項等の適正化等を図るため。

石岡市消防団条例の一部を改正する条例

石岡市消防団条例（平成17年石岡市条例第171号）の一部を次のように改正する。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。